

まん延防止重点措置解除後の教育活動

令和3年7月16日
教育指導室

内容		実施可否・基準等	備考
基本	消毒・換気 手洗い・うがい	○	換気は30分に1回程度。 手指消毒は適宜行う。共用する道具等は、使う前と使った後手指消毒を行う。
	マスク	○外す時は身体的距離を保つ	体育・運動時：外してよい※身体的距離を十分に保つ 気温が高い日：外してよい※身体的距離を十分に保つ ※登下校時も身体的距離を保てば外してもよい
	検温・記録	○	健康観察カードの記入・提出・確認する。
	給食	○	全員前向き、食事が終わったらマスクを着用する。
集合	全校集会	○収容人数の100% 1.5㎡/人	体育館でも可とするが、1.5/㎡の間隔を確保できない場合は、校内放送等で対応する。縦横1.2m以上距離を保つこと。
	学年集会	○収容人数の100% 1.5㎡/人	縦横1.2m以上距離を保つこと。
	会議・会合	○収容人数の100% 1.5㎡/人	座席間隔を十分に空け、パーティションを使用するなど感染対策を取り短時間で実施する。参加者への配慮（感染対策の周知・任意参加等）を事前に行うこと
教科等指導	各教科指導	教科共通	授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。また、生徒が密集して活動する長時間の学習活動及び近距離での会話や大声での発声を伴う活動を避けること。交流活動を行う場合は、身体的距離を確保したり、パーティションを使用するなど感染予防対策を実施して行うこと。
		保健体育	身体的距離を保つことができる場合は、マスクを外してよい。 密接な（リスクの高い）競技については、マスクを着用し激しい運動にならないように感染予防、熱中症予防への配慮を十分に行うこと。
		音楽	合唱・器楽（リコーダー等）は、感染リスクが高い活動なので、身体的距離を保って実施すること。合唱については、マスクを着用し隣と2mの間隔を空けて実施すること。
		家庭	調理実習等、児童生徒が密にならないように、人数を制限や分散して実施する等の感染予防対策を工夫すること。
	水泳指導	×水泳学習 ○水泳部	水泳学習は密を避けることが困難なため中止とする。 中学校水泳部については、更衣室が密にならないように分散利用すること。
	校外学習 （見学・体験活動）	○	感染予防対策を十分に行った上で実施すること。 ※長距離・長時間の移動を伴わない県内での校外学習は可能とし、バス等の移動手段を使用する場合は事前に危機管理課および教育指導室と感染予防対策等について協議を行うこと。
	ゲストティーチャー等 外部講師の招聘	○	児童生徒と身体接触等がないようにすること。 可能であればTV放送やオンラインでの実施を検討すること。
学校行事	【健康安全・体育的行事】 運動会・体育祭等	○ 収容人数の100% 1.5㎡/人	・中学校体育祭代替え行事については6月に無観客で実施済み。 ・小学校については、10～11月に延期し、感染状況に応じて実施方法を検討する。
	【文化的行事】 文化祭・合唱コン等	※△ 演奏・表現者の間隔を2m空ける	・音楽発表会や合唱コンクールなど、継続的に声を発する場合は、マスクを着用し隣と2mの間隔を空けて実施すること。 ・中学校の合唱コンに向けてのパート練習においてもマスクを着用し隣と2mの間隔を空けて実施すること。
	【旅行・集団宿泊的行事】 自然教室・修学旅行等	※○	緊急事態宣言やまん延防止重点措置の実施地域を目的地としない。 感染予防対策を十分に行うこと。児童生徒が密になる活動は行わないこと。 食事や入浴場面では特に感染予防対策を強化すること。 事前に危機管理課および教育指導室と感染予防対策等について協議を行うこと。
部活動	日常練習	○	運動部においては、感染リスクの高い密接・密着する活動は中止する。集合したり休憩時にはマスクを着用すること。 土日の活動は概ね3時間程度とし、昼食等をはさまないようにする。
	対外試合等の参加	※○	緊急事態宣言やまん延防止重点措置の実施地域との往来は行わない。 公式戦・コンクールの参加は可能。主催者の感染防止対策に準ずる。 交流試合については可能であるが、双方の感染状況やガイドラインを遵守し、事前に校長に感染予防対策・実施計画を提出し許可を得て実施すること。

(参考資料)

- 文科省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ver.6
- 福岡県教育委員会「まん延防止重点措置の解除と今後の対応について（通知）」R3.7.8
- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き